

武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画策定委員会（第5回）

令和2年度 武蔵野市地域自立支援協議会（第5回親会）

会議要録

日時：令和3年2月4日（木）
午後6時30分～8時15分
場所：市役所4階 412会議室
（Web会議併用）

次 第

1. 開 会
2. 配付資料確認
3. 第1部 「計画等策定委員会」
 - ・武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画 答申（案）について
4. その他
 - ・今後のスケジュールなど
5. 第2部 「自立支援協議会」
 - ・各部会の活動内容等
6. 閉 会

配付資料

【配付資料】

- ・資料1 市民意見交換会・パブリックコメントの結果について
- ・資料2 中間のまとめ以降の主な修正箇所
- ・資料3 計画答申（案）
- ・資料4 計画答申（案）【概要版】
- ・資料5 今後のスケジュール

【追加資料】

- ・本編55ページ差し替え分

出席者（敬称略）

- 会 長・・・岩本操（武蔵野大学人間科学部人間科学科教授）
副会長・・・植村由紀彦（社会福祉法人武蔵野地域生活支援センターびーと施設長）
委 員・・・荒木大輔（社会福祉法人武蔵野障害者支援施設わくらす武蔵野施設長）、安藤直子（社会福祉法人武蔵野千川福社会八幡作業所所長）、大山智華（市民公募委員）、久保田聡（明日の風法律事務所弁護士）、佐藤清佳（武蔵野市民生児童委員協議会第二地区会長）、佐藤律々子（株式会社浩仁堂地域活動支援センターコット施設長）、長谷川圭（特定非

営利活動法人ゆうあいセンター理事)、福田暁子(武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員)、福本千晴(武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員)、三浦明雄(社会福祉法人おおぞら会あすはKids管理者)、森新太郎(特定非営利活動法人ミュー統括施設長)、横山美江(社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会地域担当係長)

以上名簿順

※web参加: 荒木委員、安藤委員、久保田委員、長谷川委員、福田委員、三浦委員、横山委員、森委員

※欠席: 藤原千秋(東京都多摩府中保健所保健対策課地域保健第二担当課長代理)

事務局・・・山田健康福祉部長、勝又障害者福祉課長、小久保地域支援課長、稲葉高齢者支援課長、吉野高齢者支援課相談支援担当課長、澤野社会福祉法人武蔵野事務局長

1. 開会

委員長・・・皆さんとの顔合わせは、本年は今日が初めてとなる。本年もどうぞよろしくお願いしたい。また、緊急事態宣言が発出、延長され大変な状況下ということもあり、本日はこの場への出席者と、Z o o mでの参加者とが半々程度となっている。本日は第6期計画の障害福祉計画策定委員会としては最後の会議となるが、中間まとめへの意見等さまざま事務局からご説明をいただき、最終的に当委員会として詰めていきたい。限られた時間ではあるが、多くの意見をあげていただきたい。

○事務局より参加委員の状況説明

※会場参加: 岩本委員長、植村副委員長、大山委員、佐藤(清)委員、佐藤(律)委員、福本委員

Z o o m: 荒木委員、安藤委員、久保田委員、長谷川委員、福田委員、三浦委員、横山委員、森委員

2. 配付資料確認

○事務局より配付資料の確認

3. 第1部「計画等策定委員会」

武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画 答申(案)について

○事務局より資料1「市民意見交換会・パブリックコメントの結果について」の説明

委員長・・・市民意見交換会・パブリックコメントの実施に加えて、高齢者計画の策定委員会との合同意見交換会もこの間あった。資料3「計画答申(案)」はこれらを受けてのものとなる。まずはパブリックコメントを受けての中間まとめの主な修正箇所の説明を伺ってから意見交換、その後、パブリックコメントへの策定委員会としての対応の説明をいただいてから、また皆さんと協議というように2段階に分けて進めていきたい。

○事務局より資料2「中間のまとめ以降の主な修正箇所」、資料3「計画答申（案）」の説明

- 委員長・・・中間まとめ以降の最も大きな修正箇所としては、相談に係る名称である。これまでと同様の案で「福祉総合相談窓口（仮称）」が記載されているが、それを担う者の名称にはさまざまな意見がこの委員会でもあった。今回の事務局案は「福祉相談コーディネーター（仮称）」ということであり、何でもそこで解決可能ということではなく、入口として必要なところへつないだり、連携を行う者であると、その機能も明確化された。まずは「福祉相談コーディネーター（仮称）」に意見をいただきたい。
- 委員・・・「福祉総合相談窓口（仮称）」と「福祉相談コーディネーター（仮称）」は本編に散見されるため、資料編「用語集」にも説明を加筆されるとよい。「NEW」、「新」等も付して新たな相談窓口があることがわかるとよい。また、聴覚障害者とのコミュニケーションにおいては、その名称は手話等でも伝えやすいものかどうか。
- 委員長・・・「用語集」の取扱いは、私が見る限りでは制度や福祉に関する既存の概念等が書かれているので検討が必要だろう。ただ、それが何を意味するのか明示する必要があるのはご指摘の通りである。
- また、手話ではこの名称がどう伝わるのかという質問であるが、名称への意見もあわせて委員にお聞きしたい。
- 委員・・・手話でも特に問題はない。また、「福祉相談コーディネーター（仮称）」は福祉相談とそれを調整する人という手話になるので、その意味の伝達も問題ない。
- 委員長・・・私は「福祉相談コーディネーター」の方が、「福祉コンシェルジュ（仮称）」よりわかりやすくなったと感じたが、一方で「コーディネーター」という文言は結構使われているため、新しい機能であるということが薄れてしまうのではないかとということ、また、他の「〇〇コーディネーター」という名称のものと混同したりしないかということが気になるのだがどうか。
- 副委員長・・・以前、「ワンストップ」という表記があったが、「コーディネーター」の方がつないでいくというニュアンスが一般の方に伝わりやすい。ただ、知的障害者にはコーディネーターは難しいと思う。知的障害や支援が必要な方に、この計画の簡易版（やさしい版）を作成されると思うが、そうした方たちに向けて、正式名とは別口で、例えば「案内役」などの愛称や呼びやすい名称を設けていただけるとよい。
- 委員長・・・とても大事な意見であるし、それによって大勢の方にその意味するところが伝えやすいと思う。
- 他にはどうか。
- 委員・・・計画答申（案）の34ページ、「障害福祉分野における相談支援体制イメージ」の図であるが、「福祉相談コーディネーター（仮称）」の配置および役割のイメージがしにくい。「福祉相談コーディネーター（仮称）」は基幹相談支援センターの職員が担うという理解でよいか。また、その役割としては、窓口に来た方の最初の受け手を「福祉相談コーディネーター（仮称）」が担うということか。
- 委員長・・・今の質問に便乗させていただくと、34ページの図は誤解を受けるように思える。「福

社総合相談窓口（仮称）」や「福祉相談コーディネーター（仮称）」は障害に限ったものではなく、高齢も生活困窮も含めて広く対象としているが、図からは障害福祉課の中に入っているように見えてしまう。

事務局・・・「福祉相談コーディネーター（仮称）」が受ける相談は、障害分野に限らない。障害者からの相談や障害者福祉に関する相談は、従来通り市役所の障害者福祉課基幹相談支援センターで対応する。引きこもりや、8050問題等、相談先に迷うものについて、「福祉総合相談窓口（仮称）」があり、そこに「福祉相談コーディネーター（仮称）」がいて、相談者の話を聞き、47ページにあるように「最初のきっかけを踏み出すための支援をする」。相談を受け、障害福祉課につないだ方が適切だと判断されれば、基幹相談支援センターにつながるという流れである。34ページの図が、障害福祉課に「福祉総合相談窓口（仮称）」があるように見えるというご指摘については、修正が必要になる。相談先が分かりにくい福祉に関する最初の相談を受けるところが「福祉総合相談窓口（仮称）」と考えており、庁内でも検討中であるが、障害でも高齢でもないところにおいて、そこから関係する機関へつないでいくということである。

委員・・・わかった。そういう意味では、まずは庁内で横断的な関わりを持って相談を受けられる体制を取ろうという意味が強いものと理解した。

委員長・・・他にはどうか。

委員・・・34ページの図にある「健康福祉実務担当者調整委員会」の位置付けのことで、33ページの上から3番めの本文に「障害分野だけでは対応が難しい相談については、庁内連携組織として設置している『健康福祉実務担当者調整委員会』を活用し、～」とあり、その下の4番めの本文に「福祉総合相談窓口（仮称）」のことが書かれているので、むしろそことリンクした方がよい。タテ型ではなく、「福祉総合相談窓口（仮称）」のプレーンとして「健康福祉実務担当者調整委員会」があるといった横串を差すイメージの方がしっくりくる。

事務局・・・障害の計画なので、ここに「障害分野」としたが、障害分野の相談に限らず、福祉全般に関する相談が窓口に入ってくるわけである。先ほどワンストップでは解決できないと申し上げたが、分野横断的な解決策を探る相談事が最初にそこに入ってくるので、その調整をするのが「健康福祉実務担当者調整委員会」となる。これには健康福祉部の全課が含まれるので、33ページの表現および34ページの図は、ご指摘をもとに修正する。

委員長・・・事務局では名称の別案は特にないのか。この委員会としては「福祉総合相談窓口（仮称）」と「福祉相談コーディネーター（仮称）」の名称で計画策定を進めていくというのか。

事務局・・・その通りである。

委員長・・・了解した。確認だが具体的な配置、位置付けは今後、「健康福祉実務担当者調整委員会」が担うということか。

事務局・・・現在、検討中であり、まだ明確になっていない部分も多い。健康福祉部全体で協議をしている。

委員長・・・それでは「福祉総合相談窓口（仮称）」と「福祉相談コーディネーター（仮称）」の

中身は今後詰めていくとのことだが、位置付けと名称はこのまま進めてよいか。

(異議なし)

委員長・・・「相談支援体制の強化」以外で、質問、意見はあるか。

委員・・・43ページの施策(3)「地域共生社会の実現に向けた障害者差別解消の推進」に関して、私は先日、都の障害者自立支援協議会から、都内のいくつかの自治体市でも障害者差別解消条例をつくっているという情報を聞き、その後、小金井市の条例を拝見した。小金井市では差別解消条例という名称ではなく、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」という形でまとめられていて、とてもわかりやすく、一般市民の方たちでも理解しやすい内容だった。できれば、武蔵野市でも条例の策定に向けた検討が進められるとよい。

委員長・・・民間事業所でも差別解消条例における合理的配慮提供の義務化という方向で進んでいるということで、今後しっかりとした取組みが必要になってくるだろう。今の条例策定の検討という意見は、今回の計画に盛り込めるかどうかというところ。事務局としては、この部分は回答し難いところかも知れない。委員、今の段階では意見として受けていただくということよろしいか。

委員・・・今のことに関してだが、障害者差別解消法が施行された頃に、各自治体独自の条例を制定するという方向と、障害者差別解消法の枠組みの中で、合理的配慮に関して地域協議会を設置して詰めていく方向の2つに分かれた。「合理的配慮」が非常に抽象的なので、それをどう具体化していくかということで、各自治体で条例制定か、あるいは地域協議会設置かとなった。武蔵野市では地域協議会の設置となり、その枠組みの中で合理的配慮を詰めていく体制となっている。委員の言われた小金井市のような条例ができるととてもよいと思うが、現状では相当大掛かりな話になってしまうだろう。

委員長・・・差別解消法を具体的に推進するため、武蔵野市ではどのような方法を選択するのがよいか、それはこれまでの蓄積や資源等の活用という議論になっていくだろう。この件は、この計画に盛り込むか盛り込まないかという以前に、まずは特に自立支援協議会などでしっかり議論していくべき内容であると思われる。都では東京都障害者差別解消条例を策定しているが、都内で独自の条例を策定した自治体に話を聞くと、やはり身近なところにあると浸透しやすいというのが実感としてあるようだ。ただ、新たに条例として策定するということもあるが、武蔵野市では市でつくった「心のバリアフリーハンドブック」を改定するような話もあがっていたと思うので、その件も含めて今後の協議につなげられるとよい。

○事務局より資料3「計画答申(案)」、69ページ「市民意見交換会及びパブリックコメントの策定委員会の取扱方針」の説明

委員長・・・策定委員会の取扱方針は、事務局が作成したものだが、委員会としての方針を示すものでもある。本日は細かい点までは詰められないが、特に気になる部分や委員会として擦り合わせをしたい部分があれば、積極的にご発言いただきたい。

委員・・・先ほどの相談支援にも関わってくるかも知れないが、出された意見は市民が日頃か

ら感じている課題や願いであると思う。おそらく多様な相談が窓口には寄せられたと思うが、比較的多い相談内容の傾向と、それをどう解決につなげられたか、また、解決には至っていないが、どこへつなげられたのかという事例を教示いただいたり、ここに掲載してもらえたりすると、「策定委員会取扱方針」の読み取り方も違ってくと思う。

委員長・・・例えば、掲載されているパブリックコメントのさまざまな意見には、かなり具体的な内容のものもあるので、それらに対する具体的取組や対応方法を掲載するということか。

委員・・・100人いれば100通りの相談があると思うので、1つずつご説明いただくのは無理かと思う。ただ、武蔵野市において、全体的な傾向として多い相談内容、そしてその相談への対応と経過を教示いただくと、資料を読んだ際に理解・整理がしやすく、かつ、どのような福祉資源がより必要とされているのかといったヒントも得られると思えた。これは決して今回のパブリックコメントに限って申し上げていることではない。

委員長・・・特に今回の改定の要が相談支援の体制整備であるため、相談支援やその体制は今どうなっているのかという概要、輪郭が見えるよう、どこかに盛り込まれているとよいという意見かと思う。今からどの程度入れられるか難しいが、何か委員の皆さんから良いアイデアはあるか。

委員・・・子どものところに限ってしまうのだが、現在はハビットが大きな窓口になっている。幼い頃はよくハビットに相談したが、小学校以上になると、なかなか出向いて直接相談という機会がなくなる。子どもの相談窓口は、今どのようなところが担っているのか、成人の場合はどこで担っているのかということは、私も把握しきれていない。何かわかりやすい表か図があるとよい。

委員長・・・それはかなり丁寧に書くことを求められるものであるが、大事な点である。おそらく今後、「福祉総合相談窓口」や「福祉相談コーディネーター」を見える化した資料もつくられるであろうし、それを発信していく機能を持つていくものだと思うので、委員が言われたことをきちんと示せる資料等が「福祉総合相談窓口」などでしっかり手に取れるようにすることが必要である。ただ、今、計画に一から盛り込むのは、かえって短い時間の中では雑駁となってしまう懸念もある。何か相談の流れがイメージできるものがほしいという意見だと思うので、ぜひ今後の「福祉総合相談窓口」の機能にそうしたものを付していただきたい。それによって皆さんも相談がどのようなものかイメージしやすくなる。ここに盛り込めるかどうかかわからないので、意見としてお受けいただきたい。

事務局・・・34ページのイメージ図は、ご指摘いただいた「福祉相談コーディネーター」や「健康福祉実務担当者調整委員会」の部分の修正する。その中で相談の流れ等が示せるかも知れない。何か具体例を示せるとよいと考えている。

委員長・・・具体的なイメージができるものを、可能なところで盛り込んでいただきたい。計画に関してはそのような反映の仕方でよろしいか。

(異議なし)

他にはどうか。

- 委員・・・74ページ、33番「精神障害者への支援」の策定委員会取扱方針は、「ご意見として承りました」となっており、ダメというわけではないが、意見として言わせていただくと、33番は上の32番の意見と近いと思う。従って、32番に対する「障害特性を踏まえ、様々な職種が連携・協力を図りながら対応することが重要であると認識しています。」という回答、また、近隣には精神科のデイケアも結構あることから、33番は例えば「近隣と連携・協力を図りながら対応することが重要だと認識しています。」という回答の仕方もできなくはない。
- 委員長・・・33番の意見は精神障害者への支援か、医療との連携かというように、切り口によってコメントも変わってくるだろう。障害と医療との連携はとても重要なことなので、そうしたところで回答ができるとよいと思われる。
- 委員・・・80ページからの障害児支援の項目73番から75番の意見に共通するのは、障害の分野だけではなく、教育を含めた形での改善や取り組みが必要ではないかということだと思うが、策定委員会取扱方針はとても歯痒い感じがする。こういう書き方では、読んだ方に納得していただけないのではないかと思えた。少なくとも策定委員会取扱方針なので、今後、策定委員会や自立支援協議会で、他の分野にわたる課や機関とどのような意見交換が可能であるか検討していくといった程度の文言は入れ込んでも良いのではないか。
- 委員長・・・子どものところは教育の分野で、どこまで書き込めるかは事務局でもお考えのところがあるだろう。
- 事務局・・・委員が言われたように、どのような連携が必要か自立支援協議会等でも検討していただきたい。今のご意見を策定委員会の取扱方針としてお出しいただき、教育等関係各課との調整会議等で、意見についてお伝えする。
- 委員長・・・細かく文言を読むと、気になる点はさまざま出てくる。委員から具体的な表現の変更要望の締め切りはいつまでか。
- 事務局・・・時間が限られているため、メール等でご意見を承りたい。タイトなスケジュールで大変申し訳ないが、締め切りは2月8日（月）までとさせていただきます。
- 委員長・・・それでは、コメント番号と具体的に表記する内容をご記入いただきたい。「こうした方が」という方向性の意見ではなく、具体的な文言を記述した上で、メールで送信いただきたい。
- 1つ確認したいが、63ページの「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、これまで「精神科病院から地域生活移行」としていたが、精神障害者の地域移行とそれとはイコールではないと思う。あえてこの表記にした理由は何か。
- 事務局・・・先日、東京都のヒアリングの際にも確認したのだが、国の指針の形にあわせて今回修正をさせていただいた。
- 委員長・・・わかった。個人的には「精神科病院から地域生活移行」という前の表記の方がよかったと思う。
- もう1つ、81ページの76番から79番、「ピアサポーター・ペアレントメンター」と併記されているが、各々意味合いが異なれば、機能も異なるので、分けて書いてもらった方がコメントしやすい。

4. その他

今後のスケジュールなど

- 委員長・・・今後のスケジュールを事務局から願います。
- 事務局・・・資料5「今後のスケジュール」をご覧ください。まず計画の答申が今月の17日（水）に行われる。正・副委員長にご出席いただき、市長に答申をいただく。あわせてこの日、高齢者福祉計画の答申も行う予定である。3月、答申の内容等について市議会に報告をする予定である。現時点では3月下旬に計画書と概要版が完成する予定である。年度空けて4月、市民に周知するため、市報4月15日号特集号で計画の内容について周知する予定である。
- 委員長・・・それでは、策定委員会はこれにて閉会とする。短い時間であったが多くの意見に感謝する。また、パブリックコメントにご意見のある方は具体的な案をメールにてお寄せいただきたい。

5. 第2部「自立支援協議会」

各部会からの連絡等

- 委員長・・・10分程度であるが、自立支援協議会に入る。各部会の現状の活動報告をしていただく時間がないので、各部会から何か親会で共有しておくべきこと、連絡事項があればお願いしたい。
- 委員・・・当事者部会の部会員が他部会に出席しているのだが、くらす部会ではZ o o mを利用して現在1時間で協議されているようだ。以前の親会でも発言させていただいたが、無料版のZ o o mでは40分で途切れてしまい、また改めて入り直して残り20分という形で運用している。1時間という短い時間で、障害者当事者の参加としてはなるべく時間をたくさん使って話し合いを進めていきたいが、途中で途切れてしまうと、話し合いにも支障が出てくる。親会か事務局で、環境整備をサポートしていただけないかという意見があげられた。
- 委員長・・・確認だが、ホストが40分ではない方が登録していれば、参加者は40分で途切れることはないのではないか。
- 委員・・・当事者部会は委員の個人のアカウントを使わせていただいている。有料のアカウントでの契約ならば40分で切れない。
- 委員長・・・くらす部会では有料のアカウント所持者がいないということか。
- 委員・・・そのように伺っている。
- 委員長・・・その辺りの問題はいろいろあると思うので、必要となる支援、有料アカウントを持つ誰かをホストとして入れるとか、そうした組み合わせも必要になってくるだろう。ただ、今、そのためにアカウントを取れるかと言うとなかなか難しいところもある。また、例えばそうなった場合、1時間では落ち着かないから、柔軟に時間を拡大して取っていただくなど、当面はそうした形で運用していただけると助かる。来年度がどのような形になるかといったところでは、今年度一度、皆さんオンラインでやってみて、難しかったところや必要なサポートなどをあげていただき、次年度に引

き続けるとよい。

他にはどうか。

(特になし)

委員長・・・今回で策定委員会は終了だが、策定委員会から離れた自立支援協議会の親会を3月に開催したいと考えている。今あげていただいた話も踏まえて、今年度の総括と次年度の課題、今年度は自立支援協議会のあり方を問うていたが、それを十分に話し合う時間が取れなかったので、その点を次年度にどう引き継ぐかということもお話したい。

もう1つ、全体会について。私もメールで投げさせていただいたが、今年度はコロナ禍の中で続けていくことが大変だったこともあり、各部会の活動状況がよくわからないまま1年が過ぎてしまった。何らかの形で各部会の活動報告の共有をしたい。対面が困難であればオンラインや書面等で、各部会の活動報告を他部会のメンバーも共有するという機会を持つとよいという意見も委員からいただいているので、具体的に考えたい。

その他、意見等はあるか。

(特になし)

委員長・・・それでは、どのような形で実施できるかということは、今後も事務局と各委員とでメールで具体的に詰めていきたい。各種の方法で活動報告をしていただくことになるが、ぜひ皆さんの所属する部会長に、従来通りA4紙1枚程度で年度活動報告をまとめる心づもりをしていただけるよう、お早めにお伝えいただきたい。また、もし成果物等があるようであれば、それも添付していただきたい。詳しいことは追ってメールで共有させていただく予定である。

6. 閉会

委員長・・・本日は福祉健康部長からご挨拶をいただけると伺っているのでお願いしたい。

健康福祉部長・・・本日は緊急事態宣言下の中、オンラインでの参加も含め、最後の策定委員会で活発な議論をいただいたこと、改めて御礼申し上げたい。年度当初は私も異動早々ということ、また、100年に一度というコロナ禍で、高齢の計画もそうだったが、果たして障害の計画も策定ができるのかと非常に不安を抱きながらの日々であった。この間の皆さんの本当に活発な議論の中で、ようやく答申書の案までまとめることができたこと、改めて御礼申し上げたい。

これまで武蔵野市の大きな課題であった入所施設の整備を行い、また、関係する事業所の方々の尽力で、計画的にグループホーム等の居住系サービスも充実させてきた。また、地域活動支援センターも1ヶ所増設してきたなかで、次期計画の目玉は何かという話を計画策定に入る前に課長とした記憶がある。本日の答申案を見ると、基本目標に「障害のあるすべての人が 住み慣れた地域社会の中で 生涯を通じて安心して 自分らしい生活を送るために」とあるが、これは現行計画の基本目標と変わらない。裏を返せば、この目標がまだまだ到達していない、ゴールに達していないということを認識した。また、最近よく「障害は個性」という言い方を耳にする

が、その言葉が当事者やその家族の心にどのように響くのかということ、私どもは再考する必要がある。そういう意味では基本的視点4「広く市民の中で障害が正しく理解され、一人ひとりの多様性を認め合い、差別や権利侵害のないまちづくりを推進していきます。」と明記されているが、まさにこれを私どもとしては今後もしっかり重視し、推進していく必要がある。また、当事者の方やその家族に対して寄り添う支援という意味合いでは、今回「福祉総合相談窓口」や「福祉相談コーディネーター」という形で提案させていただき、その方向で進めて良いというご了承を委員からいただいた。この4月から計画を実行に移すことになるわけだが、従来から武蔵野市の障害者計画の作りとしては、自立支援協議会の委員に策定委員会を兼ねていただき、計画策定をしてきたという歴史的・伝統的な経過がある。それが自立支援協議会の今後の議論の中で、しっかりと計画実行がされているのかどうかというPDCAの役割も協議会の中で果たしていただくことになる。それを「武蔵野市方式」と呼んでも構わないと思うが、それが本市の障害者計画の作りだと考えている。従って、今回計画策定をしてそれで終わりということではなく、しっかりとモニタリングしていただき、必要なお意見も今後の自立支援協議会で、私どもにしっかりとお伝えいただきたい。

本当にこの1年間、大変な中での計画策定であったと思っている。改めてこの1年間の委員のご尽力に心より感謝申し上げたい。

委員長・・・それでは本日の第5回策定委員会、自立支援協議会（親会）はこれで閉会とする。自立支援協議会は先ほども申し上げたように再度、きちんと親会として、ある意味この計画の推進主体でもあるという認識のもと、今後も協議会の活動を取り組んでいきたいと思っているので、今後のことについてまた皆さんで意見交換したい。引き続きよろしくお願ひしたい。